

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格更新について

(更新研修受講のイメージ)

令和元年度の制度改正により、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事するためには、5年毎に1回更新研修を受講することが必要になりました。更新研修を受講しなかった場合は資格失効となり、「サービス管理責任者等実践研修」から再受講いただくこととなりますので、ご注意ください。

2回目以降の更新研修を受講する際は、受講日前5年間に2年以上サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として従事している事またはいずれかの業務に現に従事している事が必要です。

◆令和5年度に更新研修を受講する場合

